

【制度概要】

令和3年度 宿泊施設リノベーション支援事業補助金

1. 目的

宿泊者の増加を図り、地域経済活性化につなげるため、宿泊事業者が施設の魅力アップに取り組む事業に対して支援する。

- ・客室数、収容人数の増加に取り組む事業を支援。
- ・福祉避難所の指定に取り組む事業者を支援。
- ・多くの観光客から選ばれ、かつ、再び宿泊したいと思われる施設を増やす。

2. 申請要件

宿泊事業者による宿泊施設リノベーション事業に対して支援

◎前提条件

- ・インバウンドや高齢化社会への対応を図るため、施設のユニバーサル化（トイレの洋式化や玄関等の段差解消）を必須条件とする。
- ・県と連携して誘客促進に努めるとともに、県の観光施策に協力すること。
- ・感染症拡大の防止に努めていること。

<交付対象事業>

旅館業法第3条第1項の許可を受けており（第三セクター、市町村所有施設除く）、かつ、資本金5千万円以下または従業員200人以下のホテル、旅館等（中小企業基本法：旅館業）

- 客室
 - ① 施設の増改築等により、客室数2室以上の増加を図る事業
 - ② 客室全室又は客室10室以上のリニューアル（グレードアップ）を図る事業
- 入浴施設
 - ① 露天風呂、大浴場又は客室内の風呂の新設を図る事業
 - ② 新たに温泉を引き込む事業

<対象経費>

工事費、設計費等（消費税及び地方消費税除く）

※原則、令和3年度中(令和4年3月まで)に終了すること

※ただし、特別な理由がある場合は、令和4年度中(令和5年3月まで)の終了を認める

<その他>

対象事業(客室①②・入浴施設①②)の併用は不可。

3. 補助率・補助上限額

■「福祉避難所指定施設」若しくは「福祉避難所の指定が見込まれる施設」

- ①客室数10室以上増加する事業 2分の1以内（補助上限額2,000万円）
- ②客室数2室以上増加する事業 3分の1以内（補助上限額1,000万円）
- ③入浴施設を新設する事業 6分の1以内（補助上限額 500万円）
- ④客室全室又は客室10室以上リニューアル（グレードアップ）する事業 6分の1以内（補助上限額 300万円）

■その他

- ①客室数10室以上増加する事業 4分の1以内（補助上限額1,000万円）
- ⑤客室数2室以上増加する事業 6分の1以内（補助上限額 500万円）

4. 事業計画書提出の締め切り・事業決定

- ① 事業計画書(様式第1号)の第1次提出締め切り 令和3年7月12日

※徳島県観光政策課(TEL 088-621-2340)へ事前連絡(事前相談)をお願いします。

- ② 宿泊事業者による事業説明、審査会の審査を経て補助対象事業を決定
令和3年7月中旬～下旬(予定)